

その3

自転車に乗るときは ヘルメットを着用しよう！

- ・令和5年4月から着用が努力義務化！
- ・頭部を守るために正しく着用しよう！



※政府広報オンライン『知ってる？守ってる？自転車利用の交通ルール』
(<https://www.gov-online.go.jp/featured/201105/index.html>) をもとに作成

横断歩道は、歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

また、横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断など法令に違反する歩行者が犠牲になる事故も多く発生しています。

交通安全のため、運転者も歩行者も交通ルールをしっかりと守りましょう。

運転者のルール

- 横断歩道に近づいたときは、その手前で停止できるように減速しなければなりません。(歩行者がいない場合を除く)
- 歩行者が横断しようとしているときは、その手前(停止線があるときは停止線)で一時停止をして、道を譲らなければなりません。
- 横断歩道のない交差点を歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはいけません。
- 横断歩道の手前から30メートル以内の場所では、ほかの車を追い越してはいけません。
- 横断歩道から前後5メートル以内の場所では、駐車も停車もしてはいけません。(赤信号や危険防止のために一時停止する場合を除く)

歩行者のルール

- 横断歩道や信号機のある交差点が近くにある場所では、その横断歩道を利用しなければなりません。
- 道路を斜めに横断してはいけません。
- ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。

※以下をもとに作成

- ・「横断歩道は歩行者優先です」(警察庁)
(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/oudanhodou/info.html>)
- ・「歩行者保護リーフレット」(警察庁)
(https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/oudanhodou/R2hokousyahogo_leaflet.pdf)

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者を対象に、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

警察庁が、平成30年から令和4年までの5年間における自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率を比較したところ、非着用時の致死率は着用時に比べて約2.1倍高くなっています。また、昨年の道内における自転車乗用中の死者のうち、頭部が致命傷となった方の割合は約6割を占めています。

自転車乗用中の交通死亡事故の防止や被害を軽減するためには、頭部をしっかりと守れるようにヘルメットを正しく着用することが重要です。

眉毛のすぐ上まで深くかぶり、あごひもをしっかり締めましょう。また、ヘルメットを選ぶ際は、自分の頭のサイズに合ったものを選んでください。

事故なく安全に自転車に乗るために、改めて乗り方を見直してみよう！



【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 **ヘルメットを着用**
※対象が子どもから全年齢になりました。

その4

横断歩道付近での 交通ルールを守ろう！

- ・横断歩道は歩行者優先！
- ・運転者も歩行者も思いやりの心を持とう！

歩行者優先だけど、車が止まってくれるか確認してから渡ろう！



町内では…
大留地区や新村地区などに信号機のない横断歩道があります。
白線で一時停止をして、歩行者の横断を妨げないようにしましょう。

暗くて見えにくい夕暮れ・夜間に要注意！

交通死亡事故は17時台から19時台までの夕暮れ・夜間に多く発生しています。運転者はヘッドライトの早めの点灯やハイビームの活用、歩行者は反射材用品やLEDライトの活用などで対策をして、お互いに思いやりの気持ちをもって交通安全を心がけましょう！